

社会福祉法人 岡山中央福祉会

2018年度 事業計画・予算

1、法人経営の理念

私たちは高齢者・障害者が健全で安らかな生活を保障され、かつ社会への平等で完全な参加の実現を目指します。

- 一 高齢者、障害者の人権を尊重し、豊かな心で自立を支援し、明るくおいしいのある保健福祉活動に励みます
- 一 高齢者、障害者の福祉と医療の充実と介護の向上のために学び、考え、実践できる人づくりをすすめます
- 一 経営と職員の生活と権利を守り、民主的な管理運営をすすめ、地域にひらかれた非営利協同の組織として活動します
- 一 地域の人々と力をあわせ、高齢者、障害者が安心してくらす「福祉と健康のまちづくり」をおこないます
- 一 生存権と国の社会的使命を規定した憲法25条を生かした福祉と医療制度、平和で豊かな社会づくりをすすめます

2、2018年度の目標

- (1) 改正社会福祉法人法に基づき内部統制の仕組みづくりを進めます
- (2) 地域住民のニーズに応える事業所展開と事業内容の質の向上につとめます
- (3) 地域の困りごとを見逃さず手を差し伸べ、新たな福祉サービスを作ります
- (4) 平和を希求し「ふくし※1」を理解する人材育成につとめます
- (5) 2018年介護報酬改定への対応と介護保険制度改善の取り組みを地域とともに進めます

3、評議員会・理事会の役割と開催

評議員会は、定款の定める重要事項を決定する

理事会は、業務執行の決定を行う

評議員会・理事会は、日程表により開催する。ただし、変更のある場合はその都度開催する

	評議員会	理事会
第 1回	6月20日(水)	4月25日(水)
第 2回	11月28日(水)	5月30日(水)
第 3回	2019年 3月27日(水)	6月27日(水)
第 4回		7月25日(水)
第 5回		8月29日(水)
第 6回		9月26日(水)
第 7回		10月31日(水)
第 8回		11月28日(水)

第 9回		12月26日(水)
第10回		2019年1月30日(水)
第11回		2月27日(水)
第12回		3月18日(月)

4、事業内容と管理者体制（ ）内は再掲

拠点区分	事業種類	定員・規模	事業所名	管理者氏名
中野けんせい えん	老人福祉施設	110名	特別養護老人ホーム 中野けんせい えん	井上伸二
	短期入所生活介護	10名		
	障害者自立支援短期入所	(10名)		
	通所介護	15名	中野けんせいえんデイサービスセンターひなた	赤木仁美
健生園	通所介護	45名	健生園デイサービスセンター	西崎弘美
	市総合事業・通所サービス			
	居宅介護支援	月350件	健生園指定居宅介護支援事業所	大野尚子
	在宅介護支援		健生園在宅介護支援センター	
あかね	軽費老人ホーム	50名	ケアハウス あかね	狩野理依
	訪問介護	日60件	ヘルパーステーションあかね	藤本好子
	市総合事業・訪問サービス			
	障害者自立支援訪問介護			
	福祉有償運送		岡山中央福祉会移送事業所	
さくら苑	介護老人保健施設	80名	老人保健施設さくら苑リハビリセンター	宮越利之
	短期入所療養介護	(80)		
	通所リハビリ	70名		
	居宅介護支援	月300件	さくら苑指定居宅介護支援事業所	青木節子
	通所介護	35名	さくら苑デイサービスセンターつくしんぼ	藤原弘典
	市総合事業・通所サービス	(35)		
	在宅介護支援			
会陽の里	養護老人ホーム	80名	養護老人ホーム 岡山市会陽の里	藤岡理恵
	岡山市短期入所	10名		
	通所介護	20名	会陽の里デイサービスセンター	
さっちゃん家	認知症対応型生活介護	9名	グループホーム さっちゃん家	中野光子
	通所介護	10名	デイサービスセンターさっちゃん家	渡部妙子
	地域密着型介護老人福	29名		

穂香の里	社施設		特別養護老人ホーム 穂香の里	久富めぐみ
	短期入所生活介護	10名		
	小規模多機能型居宅介護	登録29名	小規模多機能型居宅介護事業所 穂香の里	浅間仁司
	在宅介護支援		上南在宅介護支援センター	久富めぐみ
かなおか	サービス付き高齢者向け住宅	46室	サービス付き高齢者向け住宅 シルバーライフかなおか	片岡尚子
	通所介護	23名		
	市総合事業・通所サービス	(23)	デイサービスセンターかなおか	

5、組織図（別紙）

6、事業所職員配置計画（ ）内は再掲

事業所名	常勤職員数	契約（兼務） 職員実数	職員数合計	常勤換算職員 数	18年1月常 勤換算数	
					常勤	契約
特養中野けんせいえん	70	28	98	90.0	70	19.7
デイサービスひなた	2	7	9	6.4	2	3.5
健生園デイサービス	6	21	27	19.0	5	12.4
健生園居宅介護支援	7	1	8	7.8	7	0
健生園在宅介護センター	(2)					
ケアハウスあかね	14	22	36	26.0	15	11.1
ヘルパーステーションあかね	5	23	28	17.0	5	11.9
岡山中央福祉会移送事業所	(5)					
さくら苑入所	40	12	52	46.0	41	5.6
さくら苑デイケア	15	15	30	25.0	15	9.9
さくら苑つくしんぼ	8	10	18	15.5	8	7.8
さくら苑居宅介護支援事業所	5	1	6	5.8	5	0.8
さくら苑在宅介護支援センター	(1)					
岡山市会陽の里	20	24	44	35.0	20	14.0
会陽の里デイサービスセンター	3	5	8	7.0		
グループホームさっちゃん家	1	7	8	7.5	2	5.3
さっちゃん家デイサービス	1	7	8	6.0	1	4.0
特別養護老人ホーム穂香の里	18	18	36	27.0	17	9.9
上南在宅介護支援センター	(2)					
小規模多機能穂香の里	8	11	19	16.0	8	7.3
シルバーライフかなおか	1	12	13	9.0	3	5.8
デイサービスセンターかなおか	3	7	10	9.0	3	5.5
本部事務局	6	3	9	8.0	5	1.9

県民医連事務局への出向	1					
合計	234	234	468	383.0	232	136.4

7、主な事業開始・設備投資・資産処分等の計画

(1) 事業開始計画

- ① 会陽の里デイサービスセンター（20名定員） 事業開始 4月1日
- ② 岡山中央福祉会友の会べんり屋事業（岡山市が認めるその他の事業）
- ③ 企業主導型保育園（提携法人として） 事業開始 4月1日
- ④ ヘルパーステーションあかね事務所旧健生園施設へ移転
- ⑤ 法人創立40周年記念事業準備委員会の結成

(2) 設備投資（300万円以上）計画

- ① さっちゃん家グループホーム建て替え（約8千万円）
- ② 健生園デイサービスセンター旧ひまわり改修（約300万円）
- ③ 旧健生園施設改修（約300万円）
- ④ さくら苑施設改修（400万円）
- ⑤ 穂香の里特浴機の更新

8、本年度の主な取組

(1) 経営組織強化

- ① 改正法に基づく評議員会・理事会の開催と運営
- ② 会計監査人制度導入に向けての内部統制の仕組みづくり
 - 会計監査人による指導に基づく法人・事業所諸規程の見直し
- ③ 法人役員体制の強化
 - 理事会機能の強化（理事長・副理事長・常務理事の役割明確化）
 - 法人監査規程の整備と監事の役割の見直し

(2) 人材確保と育成の取り組み

- ① 人事部を中心に就職フェア・就職説明会への積極的な参加
 - 年に6回の就職フェア・就職説明会への参加を目指します
- ② 人材確保を目的とした法人紹介パンフレットの作成とラインスタンプの作成
- ③ 退職者を減らす取り組み
 - 事業所の育成面談、退職者ヒアリング、職員ヒアリングの実施
 - 新規採用者の初期研修の充実
 - ベテラン職員（概ね15年以上）を対象とした研修会の開催
 - 全職員を対象とした異動制度の整備
- ④ 職員の心身における健康増進の取り組み
 - 定期健診結果に基づく個別指導の徹底をはかります
 - ストレスチェックの実施とそれに基づくメンタルケアの実施
- ⑤ 管理者・役職者の研修と育成及びメンタルケアの強化
- ⑥ 働きやすい職場づくりの実現
 - 子育て支援のための労務条件の改善

- 夜勤体制の見直しと夜勤中の業務見直し
- 有給休暇の消化促進のため誕生日・永年勤続時などのまとまった有休消化制度の創設
- ⑦ あらゆるハラスメントについて理解と対応
 - ハラスメント防止規程の整備
 - 職員への研修等の啓蒙活動の実施

(3) 法人教育委員会と連携した役職員研修計画

- ① 法人理念研修
- ② 施設長・所長を対象としたマネジメント研修
- ③ 社会福祉法人制度改革関連研修
- ④ 喀痰吸引等実地研修

(4) 法人・主な施設における事業・イベント等の計画

入社式	4月 2日
さくら苑まつり	4月29日
健生園・あかね盆踊り大会	8月25日
岡山市会陽の里まつり	9月 8日
さっちゃん家まつり	10月
穂香の里まつり	10月
法人経験交流発表会	12月

(5) 事業所（病院）機能評価の実施

※ 病院機能評価は、国民が安全で安心な医療が受けられるよう、4つの評価対象領域から構成される評価項目を用いて、病院組織全体の運営管理および提供される医療について評価します。

1領域「患者中心の医療の推進」

2領域「良質な医療の実践1」

3領域「良質な医療の実践2」

4領域「理念達成に向けた組織運営」

(6) 災害対策・交通安全対策・介護事故対策等 安全安心の取り組み

- ① 交通事故による犠牲者に対する追悼集会 4月1日
- ② 交通安全月間の実施
- ③ 災害発生時の避難訓練の開催
- ④ 災害グッズ・備蓄食料等整備
- ⑤ 介護事故対応指針の作成
- ⑥ 感染症対策の徹底：1，2月の時間外の勤務の制限及び大規模研修の中止、一人当たりの夜勤回数の制限

(7) 全職員参加の法人・共同組織強化月間（9月～11月）に取り組みます

- ① 法人・各事業所・友の会の課題を目標化しその達成のために集中的に取り組みます
- ② 友の会会員と会費の目標を設定します
- ③ 法人・各事業所の経営・諸活動・遅れた課題を目標として明確にします
- ④ 事業所チャレンジウィークとして経営活動等の取り組みを進めます

9、「友の会」活動と地域における公益的な取組の計画

「地域における公益的な取組」とはどのような取組か理解を進めます

(平成30年1月23日 厚労省通知抜粋)

2. 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

事例として当法人で実施しているあるいは検討できる取組として

- その1 生活困窮者を対象とした 利用料等の法人独自減免・軽減制度
- その2 健生園・あかね盆踊り大会等のイベント（地域の要介護高齢者・障害者等の参加）
- その3 友の会の「べんり屋」事業
- その4 会陽の里における地域住民との安全パトロール隊の結成

10、民医連をはじめ他団体との連携した活動

- ① 岡山市内民医連事業所地域包括ケア連携会議への参加とSDHをテーマとした学習
- ② 岡山県民医連HPH学習交流会 9月9日 その他
- ③ 岡山県・岡山市社会保障推進協議会との共同
- ④ 民医連と連携した9条改憲ノー 全国3000万人署名の取り組み

11、2018年度各事業所事業計画と予算（別紙資料）

12、年間予定表（別紙資料）